

6号機 ガスタービン発電機使用不能による運転上の制限の逸脱からの復帰について
(公表区分Ⅱ)

2025年9月18日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2025年9月12日午後2時1分頃、7号機の横に設置しているガスタービン発電機（以下、GTG）1台の試運転を実施していたところ、午後2時4分に自動停止し、使用できないことを確認しました。

また、同時刻にGTGが使用できないことを確認したことから、6号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限^{*}から逸脱したと判断し、保安規定で要求される以下の代替措置を実施しておりました。[\(2025年9月12日お知らせ済み\)](#)

- ・当該系統を動作可能な状態に復旧を開始すること
(9月12日午後2時30分開始)
- ・非常用ディーゼル発電機（以下、DG）1台を起動し、動作可能であること
(9月12日午後5時15分完了)
- ・当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能であること
(7号機DGからの電源融通措置を9月12日午後7時45分完了)

調査の結果、GTGの制御車と発電機車をつなぐケーブル接続部にさびらしき汚れがあり、それにより本来は導通しない箇所が導通している状態であることを確認しました。

接続部を清掃し、当該GTGが正常に動作できる状態になったことから、9月17日午後7時41分に、運転上の制限の逸脱から復帰したと判断しました。

引き続き、汚れが発生した原因について、調査を進めてまいります。

※保安規定では、安全機能を確保するために常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であることを「運転上の制限」として定めており、GTGは、計1台が動作可能であることとしている。

以 上